

第7回

「米国原子力規制委員会（NRC）委員任命のルール（その1）」

米国 コンサルタント ゲイル・H・マーカス



プロフィール（2008年1月時点）

略歴：

マサチューセッツ工科大学（MIT）で原子力工学博士取得（米国で女性初）後、1980～1985年に議会調査局科学政策研究部で科学技術政策の分析、エネルギー、原子力発電、リスク評価管理の政策分析に従事。

1999年まで、米国原子力規制委員会（NRC）職員として、原子炉規制局（NRR）原子炉プロジェクトIII-3部長、新型炉プロジェクト部長、NRC委員技術補佐、原子炉安全諮問委員会／放射性廃棄物諮問委員会（ACRS/ACNW）副室長などを歴任。この間、日本に2度滞在しており、1992年に5ヶ月間、通商産業省で日本のABWR許認可の調査、1998年から1年間、東京工業大学原子炉工学研究所の客員教授として日米の規制方針の比較研究を行った。

2004年まで、米国エネルギー省（DOE）原子力科学技術局主席副局長として、次世代炉開発などのプログラムを担当。この間、2001～2002年には米国原子力学会（ANS）会長に就任。

2007年まで、OECD原子力機関（NEA）副事務局長として3年間パリに赴任。

現在は、原子力発電技術・政策の個人コンサルタント。

委員：

ANSフェロー、米国科学振興協会（AAAS）フェロー、米国研究審議会委員、MIT原子力工学科評議委員、AAAS工学分野委員長

著書：

技術論文・出版物は多数。主に原子力規制政策、エネルギー技術・政策、リスク評価・管理、国際原子力政策、新型炉技術関連。

はじめに、マーカスの部屋を再開することができ、とても嬉しく思います。新たに機会を下さったJANUSに感謝するとともに、今後の皆さんとの対話を楽しみにしています。

前回の連載終了後、米国原子力規制委員会（NRC）でいくつかの変化がありました。共和党政権下でNRC委員長を務めていたデイル・クライン氏に代わり、グレゴリー・ヤッコ氏が民主党政権により委員長に任命されました。これを受け、クライン氏は委員としてNRCに残ることになりましたが、後任が決まり次第委員を辞任する意思を表明しました。当時すでに委員2名が空席だったため、合わせて3つの席を埋め

なくてはならなくなりました。そして今春、ジョージ・アポストラキス氏、ウィリアム・マグウッド氏、ウィリアム・オステンドーフ氏の3名が新たにNRC委員に任命されました。現在のNRC委員の構成は下記リンクから閲覧できます。

<http://www.nrc.gov/about-nrc/organization/commfucndesc.html>

以上の收拾がつくまでの間、私は米国政府関係者以外の知人から委員任命プロセスについて幾度も質問を受けました。そして、委員任命のルールについて実に多くの誤解があることがわかりました。無理もありません。このルールは少々難解であり、また、慣例が

あたかもルールであるかのようにみえるケースもあります。でも、慣例は慣例に過ぎず、要求事項ではありません。

現在は空席がなくなりましたので、次にこのような問題を経験するのはしばらく先のことになると思います。質問に対する私の回答を文字に残すことで、少なくともこのエッセイの読者は、次の機会には事の成り行きをよりの確に理解できるのではないかと思います。

そこで今回と次回のエッセイでは、これまでの約1年間、NRC 委員任命に関して私が耳にしてきた発言とそれに対する私の回答を、記録に残す意味を込めてここで紹介することにします。尚、委員任命に関するルールは合衆国法典 42USC5841 にあります。下記リンクから全文を閲覧できます。

http://www.law.cornell.edu/uscode/html/uscode42/uscode42_00005841----000-.html

1. 新大統領が従来と異なる党から選ばれた場合、NRC 委員長は辞任しなければならない。

違います。 NRC 委員長は、「大統領の意に従って」委員長としての任務を果たします。つまり、大統領はいつでも委員長に辞任を促すことができます。従来と異なる党から選出された新大統領である必要はありません。新大統領である必要すらありません。通常はないことですが、大統領が委員長に対する信用を失った場合は、いつでも他の委員長を選ぶことができます。

大統領は、就任後に文字通り何千もの席を埋めなければなりません。信じていただけないかもしれませんが、通常、大統領には NRC よりも優先度の高い事項があるのです。防衛、予算、外交など、NRC よりも重要な事項を担当する主な役職を列挙すれば、このエッセイの残りのスペースが全て埋め尽くすことができます。もちろん、大統領には就任宣誓直後に NRC 委員長を替える権限がありますが、実際にはそのようなことは起きません。大統領が新しい委員長を決めるまでは、従来委員長が続投します。

2. 新委員長が指名されたら、前任者は NRC を去らなければならない。

違います。 今回の経過からもわかるように、NRC 委員の任期満了前であれば、前委員長は委員として残ることができます。もちろん、本人が望めばすぐに辞めることもできますし、実際、多くがそうしてきました。そのような委員長は、大抵、NRC の方向性に影響力があった方々でした。クライン氏の場合は、後述のように、委員 2 名の体制になるのを避けるために委員として残る道を選びました。

3. 大統領は委員長を自由に選ぶことができる。

必ずしもそうではありません。 NRC 委員に空席がある場合、大統領は、新しい委員を指名し、上院の承認が取れ次第その人を委員長に任命することができます。つまり、委員に空席があれば、大統領は委員長にしたい人を自由に選ぶことができます。

ただし、空席があるからと言って、委員長になる新しい委員を指名しなければならないというわけではありません。今回は複数の空席がありましたが、オバマ大統領は、現役のヤッコ委員をクライン氏の後任に指名しました。

しかし、新大統領就任時に委員の 5 席が全て埋まっている場合は、現役の委員の中からしか委員長を選出できません。大統領と言えども、空席を作るために現役の委員を「クビ」にすることはできません（委員を解任できるのは、「在任中の非効率、職務怠慢、不正行為」に該当する場合だけです）。現役の委員から委員長を選びたくない場合？大統領は、次に空席ができるまで待つて新たな委員を指名し、すぐに委員長に任命すればいいのです。あるいは、誰かを委員長代理に指名することで、時機がきたら別の人を委員長に任命する意思があることを明示することもできます。

もちろん、大統領が誰か別の委員に辞職を促せばいいのではないかと、という見方もあるでしょう。その場合、促された人はほぼ間違いなく従うだろうと思うかもしれませんが、しかし、その人が辞職する義務はありません。実際には、解任したい委員がいれば、別の望

ましい職を提示することになるでしょう。他の委員会ではそういうケースも見られました。ただし、これは決して一般的ではありません。不正以外の理由で大統領が委員を解任することはできないというところがポイントです。

4. 委員のうち 3 席を与党が占めなければならない。

違います。そもそも、空席ができない限り、大統領が NRC 委員の構成を変えることはできません。大統領就任は 1 月 20 日で、NRC 委員の指名は 7 月 1 日に始まるので、新大統領就任時に空席がない場合は、次に空席ができて大統領が指名できるようになるまで、少なくとも 5 ヶ月待たなければなりません。そのときになっても、空席 1 つでは委員の政党構成を変えられるとは限りません。

ここで 1 つのケースを想定してみましょう。共和党から民主党に大統領が替わったとします。その場合、その時点では、委員のうち 3 名が共和党、2 名が民主党である可能性が高いと思います（後で説明しますが、可能性が高いだけであって、必ずそうというわけではありません）。もし、次に空いた席がそれまで共和党の委員が占めていたものだとすると、当然大統領は次に民主党員を指名し、委員構成は民主党 3 名、共和党 2 名になるでしょう。しかし、もし次に空いた席が元々いた 2 名の民主党委員のどちらかだとしたらどうでしょう。大統領が次も民主党員を指名できるの言うまでもありませんが、3 対 2 で共和党が過半数を占める状況に変わりはありません。

もう 1 つ、さらにわかりにくい点があります。実は、大統領は自分の党から 3 名指名しなければならないというわけではありません。ルールでは、「3 名を超える委員が同じ政党から出てはならない」としか規定していません。つまり、厳密に言えば大統領はその 3 席のうち 1 席に野党、無所属あるいは第三党の委員を据えることもできるのです。もちろん、そんなことはめったに起きないでしょう。あったとしても、十中八九、与党に大きく傾倒している無党派委員でしょう。これはあくまで、ルールに書いてあることをはっきり

させるための説明です。

5. 大統領は野党から 2 名を指名しなければならない。

違います。前の段落を注意深く読めば、なぜこれが誤りかわかるでしょう。ルールでは「3 名を超える委員が同じ政党から出てはならない」と規定しているだけで、他の 2 名については何も触れていません。この 2 名が野党となる場合が最も多いのは言うまでもありませんが、上述のように、理屈の上では無所属または第三党の人を指名することもできます（この場合、上述のケースとは異なり、3 席がすでに大統領側の委員で埋まっていれば、残る 2 席の委員は与党から選ぶことはできません）。他の委員会の話ですが、ニクソン政権（共和党）時代に、残りの席を「ニクソンを支持する民主党員」が占めた例がありました（米国政府の委員会は、全く同じではないにしても似通ったルールを採用しています）。

6. 委員は任期が終わっても大統領が後任を指名するまで留任できる。

違います。これは、NRC が他の政府委員会と異なる点の 1 つです。私の夫はかつて連邦通信委員会（FCC）に勤めていました。FCC は、概ね NRC と同じルールに従っていました。というよりも、FCCの方が NRC よりずっと古い組織なので、NRC が FCC のルールに準じていると言うべきかもしれません。FCC では、委員の任期が終了しても大統領が次の委員を指名して上院の承認を得るまで留任することができました。そして多くがそうしてきました。その結果、任期が終了してから 1 年、またはそれ以上、留任するケースもありました。その方が新委員を任命するよりも楽だと考えられる場合もあったのです。

NRC が設立されたとき、任期終了後も委員会に居続けることを**禁止する**文言を加えれば、こうした状況を防ぐことができると考えられました。確かに防ぐことはできました。しかしその結果、後述のように、委員が数名欠けた状態で運営しなければならない状況が発生しています。

実際、大統領が現役の委員を再指名したにもかかわらず、その委員の任期終了までに上院の承認手続きが終わらないケースもありました。このような場合には、上院の手続きが終了するまで、その委員は一旦 NRC を去らなければなりません。NRC ではこれまで、実務上の理由から、上院の決定待ちで中途半端な状態になっている委員を何らかの顧問職として扱ってきました。ただし、委員としての活動には一切関与させていません。

紙面の都合上、今回はここで筆を措きたいと思いません。次回も NRC 委員の任命についてこれまで私が耳にしてきた誤解を取り上げ、詳しく説明したいと思います。

前回シリーズと同様、今回のエッセイに関するご感想や、今後のエッセイに関するご意見などをお聞かせください。これまで私が勤めたことのある NRC や DOE に関する具体的なお質問があれば是非お知らせください。今後のエッセイで取り上げることができるかもしれません。

ghmarcus @ alum.mit.edu.

(注：@マークは画像で表記しています。メール送信の際は画像を@に変えて下さい。)

2010年8月